

株式の併合に関する事後開示書面

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める書面)

2022 年 9 月 5 日

株式会社フルスピード

2022 年 9 月 5 日

東京都渋谷区円山町 3 番 6 号
株式会社フルスピード
代表取締役社長 吉澤 竹晴

株式の併合に関する事後開示事項

当社は、2022 年 8 月 10 日開催の当社臨時株主総会における決議に基づき、2022 年 9 月 5 日付で、当社の普通株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関する会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。）第 33 条の 10 に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

1. 本株式併合が効力を生じた日（以下「効力発生日」といいます。）

2022 年 9 月 5 日

2. 会社法第 182 条の 3 の規定による請求に係る手続の経過

当社の株主から当社に対し、本株式併合の効力発生日までに、会社法第 182 条の 3 の規定による請求は行われませんでした。

3. 会社法第 182 条の 4 の規定による手続の経過

当社は、2022 年 8 月 15 日付で、本株式併合に関する会社法第 180 条第 2 項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告いたしましたが、効力発生日の前日までに、会社法第 182 条の 4 の規定による株式買取請求を行った反対株主はいませんでした。

4. 本株式併合が効力を生じた時における発行済株式の総数

6 株

5. その他株式の併合に関する重要な事項

- (1) 当社は、会社法第 180 条第 2 項の規定により、2022 年 8 月 10 日開催の当社臨時株主総会における決議に基づき、本株式併合を実施いたしました。
- (2) 当社の普通株式は、2022 年 9 月 1 日付で、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止となりました。
- (3) 本株式併合により、当社の株主はフリービット株式会社のみとなっております。

以上